

千葉市禁煙外来治療費助成事業のご案内



喫煙者に対し、禁煙外来治療費の自己負担額の一部を助成することで、禁煙に取り組む市民を支援し、市民の健康保持増進を図ります。



千葉市 禁煙外来治療費助成

検索

1 対象者

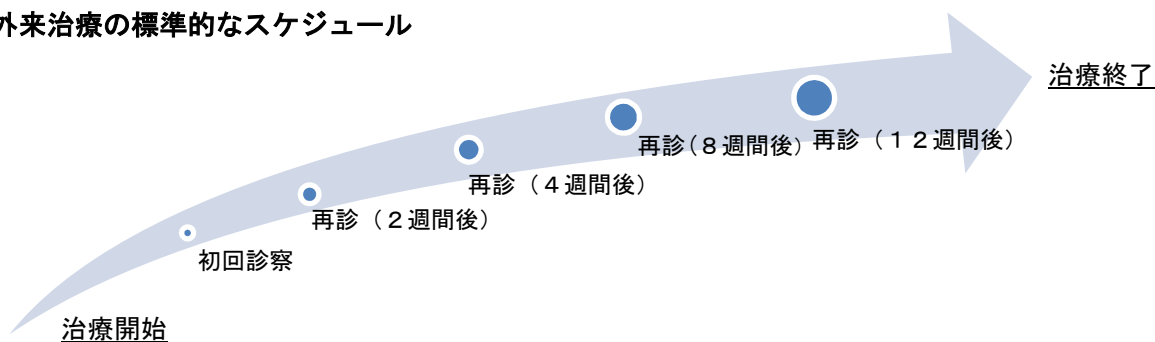
健康保険が適用される禁煙外来治療を受診する方で、次の要件をすべて満たす方。

* 治療開始前の登録申請が必要です。(治療を開始している場合は、2回目の受診前までであれば登録申請が可能です。)

- ① 千葉市に住民登録のある方
- ② 禁煙外来治療を完了し、自己負担額を支払った方
- ③ 助成対象となる禁煙外来治療について、他の助成金の交付を受けていない方
- ④ 本事業において、助成金の交付を受けたことがない方

保険が適用される標準的な禁煙治療プログラムは、12週間にわたり、計5回（初回診察から2週間後、4週間後、8週間後、12週間後）の治療を行います。

禁煙外来治療の標準的なスケジュール



禁煙治療の健康保険適用条件（詳しくは医師にご相談ください）

- ・ニコチン依存症と診断された方
- ・ただちに禁煙をしようと考えていて、治療に同意すること
- ・35歳以上の方については、1日の喫煙本数×喫煙年数が200以上であること

禁煙治療に保険が使える医療機関

日本禁煙学会

検索

2 助成額 禁煙外来治療に要した自己負担合計額（上限1万円）

3 申請窓口 お住まいの区の保健福祉センター健康課

名 称	住 所	T E L
中央保健福祉センター健康課	中央区中央4-5-1 きぼーる13階	043-221-2582
花見川保健福祉センター健康課	花見川区瑞穂1-1	043-275-6296
稲毛保健福祉センター健康課	稲毛区穴川4-12-4	043-284-6494
若葉保健福祉センター健康課	若葉区貝塚2-19-1	043-233-8714
緑保健福祉センター健康課	緑区鎌取町226-1	043-292-2630
美浜保健福祉センター健康課	美浜区真砂5-15-2	043-270-2221

申請から助成までの流れ

登録申請

申請窓口：各区保健福祉センター健康課

治療開始前または開始後2回目の受診前までに申請をしてください。

- 窓口申請 ご家族等による代理での提出も可能です
- 郵送申請

必要書類 ①登録申請書(様式第1号)
②アンケート

※各区健康課で配布、千葉市ホームページからダウンロードも可

- 電子申請 ちば電子申請サービス(千葉市電子申請)

登録決定

- 各区保健福祉センター健康課より、
登録審査結果通知書、助成金交付申請書(治療終了後に提出する書類)が送付されます。
- 登録有効期間は、申請日から起算して1年後の月末までとなります。
登録審査結果通知書をご確認ください。

保険適用による禁煙外来受診

- 健康保険が適用される禁煙外来を受診します。
治療を自己判断で中断された方は、交付申請の対象にはなりません。
- 千葉市外の医療機関を受診した場合でも助成の対象となります。

助成金の交付申請

申請窓口：各区保健福祉センター健康課

- 助成金交付申請は、登録有効期間内におこなってください。
- 禁煙外来治療終了後、必要書類を提出してください。

必要書類 ①助成金交付申請書
②禁煙外来治療費(全回分)の医療機関と薬局の領収書(原本)、
診療報酬明細書及び調剤報酬明細書
③(一般用医薬品(ニコチンパッチのみ)の購入及び使用について、
禁煙外来治療における医師の指導があった場合)購入日(初診日
以降であること)、薬品名、金額が記載されている領収書等
④振込口座がわかる通帳等

交付決定と助成金の交付

- 健康推進課から交付決定通知書が送付されます。
- 助成金は、交付申請月の翌々月に指定された口座に振り込みます。